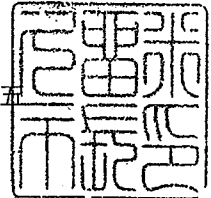


久留米市公告 168 号

ごみの収集日や分別方法を掲載した久留米市ごみカレンダーに有料広告を掲載するにあたって、令和6年度久留米市ごみカレンダー広告掲載募集業務に係る条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年6月23日

久留米市長 原口 新五



1. 入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和6年度久留米市ごみカレンダー広告掲載募集業務

(2) 業務の内容

別紙「令和6年度久留米市ごみカレンダー広告掲載募集業務に関する仕様書」のとおり

(3) 業務完了時期（納品時期）

令和5年10月31日（火）

2. 入札参加資格等に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるもので、受注者として不適当であると認められる者でないこと。
- (4) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 国税・県税・久留米市税を完納していること。
- (6) 協働する事務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有し、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。
- (7) 当該事業と同様または類似する事業実績を有すること。

3. 参加申込に関する事項

(1) 提出書類 参加申込書 1部

(2) 添付書類

- ・参加資格に係る申立書 1部
- ・役員等調書及び照会承諾書 1部
- ・委任状（本業務において契約権限等を委任する場合のみ） 1部
- ・入札に参加しようとする者の所在地に応じて、次に掲げる納税等証明書 各1部
 - ア 久留米市内 国税、県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 国税及び県税

ウ 福岡県外 国税

- ・履歴事項全部証明書（申込日から遡って3か月以内に発行されたもの） 1部
- ・直近の事業年度における貸借対照表・損益計算書・株式資本等計算書 各1部
- ・当該事業と同様または類似する事業実績（過去に当該事業を履行した場合は不要）

(3) 提出期限 令和5年7月11日（火）17時15分 必着

(4) 提出場所 久留米市環境部資源循環推進課（久留米市環境部庁舎）

住所 〒830-0042 福岡県久留米市荘島町375番地

電話 0942-30-9143

FAX 0942-37-3344

(5) 提出方法 持参もしくは郵送（書留郵便、または配達証明に限る。）とする。

なお、郵送の場合は、未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。

4. 質問受付期間及び受付場所

仕様書その他本業務の内容についての質疑がある場合は、以下により質問書を提出すること。

①質問受付期限：令和5年6月29日（木）12時00分 必着

②質問受付場所：久留米市環境部資源循環推進課（久留米市環境部庁舎）

③質問提出方法：「9. お問合せ先」の示すところにより、メールにて行うこと。

ただし、インターネット環境がない場合に限りFAXでも可とする。

④質問に対する回答：令和5年7月6日（木）までにメールにて回答する。

ただし、インターネット環境がない場合に限りFAXにて行う。

5. 入札参加資格審査結果の通知について

入札参加資格審査結果は、郵送により通知する。

6. 入札及び開札に関する事項

(1) 入札について

入札日時 令和5年7月28日（金）14時00分から

入札会場 久留米市環境部庁舎 会議室（久留米市荘島町375番地）

入札回数 当初の入札を含めて2回以内とする。

(2) 1者入札の取扱い

入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

(3) 入札書等提出書類について

入札書等提出書類については、資格審査結果通知時に、資格を有する事業者に対して配布する。

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額の金額の110分の100に相当する金額を記入すること。

(4) 入札保証金

入札の前に、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付すること。ただし、久留米市契約事務規則第7条に該当する場合は、入札保証金を免除する。

入札保証金の納入通知兼領収書、有価証券又は保証契約の証書の提出期間、提出先は資格審査結果通知時に併せて通知する。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。この場合において、入札保証金に利子は付さないもの

とする。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- ①入札参加資格のないものが入札したとき
- ②入札に関する条件に反したとき
- ③同一の入札者が2以上の入札書を出したとき
- ④入札書に記名押印がないとき
- ⑤入札書を訂正した場合に訂正箇所に訂正印がないとき
- ⑥入札書の金額などに重複記載、誤字または脱字があつて必要事項を確認できないとき
- ⑦入札書に金額の記入がないとき
- ⑧入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たないとき（ただし、入札保証金を全額免除された場合を除く）

(6) 落札者の決定

開札後、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価を入札したものが2者以上ある場合は、「抽選」により落札者を決定する。
なお、この場合の「抽選」の辞退はできない。

7. 契約に関する事項

(1) 契約条項を示す場所 久留米市環境部資源循環推進課（久留米市環境部庁舎）

(2) 契約の締結及び契約保証金

落札したものは、令和5年8月4日（金）までに契約締結の手続きを行うこと。

また、契約締結時までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付すること。ただし、久留米市金銭会計規則第105条に規定する有価証券又は市が確実と認める金融機関の保証若しくは、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約をもってかえることができる。

契約保証金は業務履行完了後に還付する。ただし、この場合において、契約保証金に利子は付さないものとする。

8. その他提案に関する必要な事項

詳細は、別に定める「久留米市広告事業実施要綱」及び「久留米市広告事業掲載基準」並びに「久留米市ごみカレンダー広告掲載実施要領」による。

また、入札参加者は、地方自治法、政令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

9. お問合せ先

久留米市環境部資源循環推進課（久留米市環境部庁舎）

担当：靄久、岩谷

〒830-0042 福岡県久留米市荘島町375番地

電話：0942-30-9143

FAX：0942-37-3344

e-mail：seigyoun@city.kurume.fukuoka.jp